

中小企業組合等支援施策情報

「中小企業組合定款参考例」が改訂されました（全国中小企業団体中央会）

全国中小企業団体中央会では、平成27年10月1日付けで中小企業組合定款参考例を改訂し、公表しました。

この度の改訂は、主に「暴力団排除規定の導入」、「会社法の改正に伴う員外監事要件の見直し」及び「特別積立金の規定等の整備」を行う内容となっています。

本号では、この度の中小企業組合定款参考例の改訂の概要についてお知らせ致します。

■ 暴力団排除規定の導入【任意】

「暴力団排除条例」が全ての都道府県で施行されるなど、暴力団等反社会的勢力の排除に向けた対応が社会全体として浸透してきているため、組合についても、反社会的勢力が役員や組合員となり組合運営に関与することを排除するため、組合の根本規範である定款に暴力団排除規定を導入し、組合員及び役員から暴力団を排除する規定としました。

－ 定款参考例の改訂箇所(事業協同組合の場合)－

☞ 第8条(組合員の資格)

第2項を新設し、組合員になることができない者として、反社会的勢力の中核ともいえる暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業等を対象にするとともに、これらが実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者などを列挙しました。

☞ 第13条(除名)

第6号を新設し、該当する組合員は除名対象者となることを明記しました。

☞ 第25条(役員の定数等)

第2項を新設し、該当する者は役員になることができないことを明記しました。

■ 会社法の改正に伴う員外監事要件の見直し【任意】

平成27年5月1日に「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が施行されたことに伴い、中小企業等協同組合法等について員外監事要件の見直し等が行われたことを踏まえ、定款に理事等の2親等内の親族は員外監事として認められないことを明記しました。

－ 定款参考例の改訂箇所(事業協同組合の場合)－

☞ 第28条(員外監事)

組合の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者や親子をはじめ2親等内の親族は、員外監事として認められないことを明記しました。

また、員外監事の要件を第1号～第3号として号立てに列挙しました。

■ 特別積立金の規定等の整備【任意】

近年、既に特別積立金が出資総額を大きく上回っているにもかかわらず、毎事業年度の剰余金の10分の1以上の金額を積み増している事例が見受けられるため、組合の財政基盤の安定性と資金の有効活用とのバランスに配慮した規定としました。

また、配当について当期純損失の場合は出資配当ができなくなるとの疑義が生じることのないよう、表現の変更を行いました。

－ 定款参考例の改訂箇所(事業協同組合の場合)－

☞ 第58条(特別積立金)

積み立ての範囲を出資総額と定めるとともに、なお引き続き、それを超えて積み立てることも任意にできる規定としました。

☞ 第60条(配当)

冒頭を「本組合は損失をてん補し」という表現に変更を行い、例えば毎年出資配当している組合が、当期が純損失であったとしても特別積立金が多額にあり、それを取り崩した場合など配当可能利益があれば、出資配当ができることを明らかにしました。

この度改訂された定款参考例の詳しい内容や定款変更の手続等につきましては、事前に本会事業振興部又は各支所へお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】 本会 事業振興部 ☎018-863-8701

大館支所 ☎0186-43-1644 横手支所 ☎0182-32-0891